

令和7年3月7日

自治会長 様

渋川市長 高 木 勉  
( 公 印 省 略 )

令和7年度道路愛護運動について

日頃より、本市行政に対しまして多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度道路愛護運動につきまして、群馬県及び群馬県道路協会より通知がありましたので、御案内いたします。県からの通知を受けて、市から御案内するもので、実施を強制するものではありません。

実施に御協力いただける場合は、十分な安全対策を講じたうえで、同封の実施要領に基づき作業をお願いいたします。

なお、市では自治会の負担軽減に取り組んでおります。道路愛護運動を含め、自治会業務において困りごとなどございましたら、下記までお問い合わせください。

担当：渋川市役所

市民環境部 市民協働推進課

自治活動支援・市民交流係

電話：22-2463(直通)

## 道路愛護運動実施要領

### 1 趣旨及び目的

市民の道路に対する関心と公共心を高揚するため、道路愛護の普及宣伝を行うとともに、市民の参加を求めて道路等の維持保全を図り、もって円滑な道路交通を確保することを目的とする。

### 2 実施区域 各自治会内の道路等

### 3 実施期間 春季（おおむね4月～5月） 秋季（おおむね10月～11月）

### 4 実施方法

#### （1）道路の維持保全

路面、側溝、道路付属物の清掃及び除草

#### （2）道路管理の適正化

道路をきれいに使う、道路の汚損防止、交通障害物の整理、道路標識の効果を妨げるような物件の除去

### 5 草木の処分について

（1）道路愛護運動に伴って生じた草木やゴミ等は、原則各自治会で処分をお願いします。

（2）処分しきれない場合のみ、草木に限り市の指定する場所（以下、指定場所）へ搬入が可能です。

（3）指定場所は搬入期間を定めていますので、処分しきれない場合が考えられる際は下記連絡先まで事前に御相談ください。

連絡先：土木維持課 0279-22-2502（直通）

または市民協働推進課 0279-22-2463（直通）

（4）指定場所には道路愛護運動に伴って生じた草木のみを搬入することができます。家庭で出た草木等を搬入することはできませんので御注意ください。

### 6 その他

（1）道路愛護運動は、市民の任意により実施するものでありますので、強制するものではありません。

（2）実施期間は、各自治会の御都合により日時を決定してください。

（3）自治会が接しているところについては、各自治会で協議をお願いします。

（裏面に続く）

- (4) 作業の安全を確保するため、現場の状況に応じて十分な安全対策を講じてください。
- (5) 交通障害となる竹、木の枝等のこさ切りを実施する場合は、所有者の了承を得てください。
- (6) 実績報告については原則不要です。ただし、群馬県及び群馬県道路協会による表彰の推薦を希望される自治会におかれましては、報告様式を市民協働推進課で配布しておりますので、事前にお問合せください。